

宗教法人智弘院ご遺骨の一時預かり使用規則

使用規則

(目的)

第1条

この規則は、智弘院に於ける「ご遺骨の一時預かり」（以下、「一時預かり」という）並びに「永代供養」（以下、「永代」という）に関する基準を定め、運営管理の適正化を図ることを目的とする。「一時預かり」と「永代」を合わせて以下、「本件供養」という。

(管理者)

第2条

「本件供養」の管理は、宗教法人智弘院がこれに当たり、本規則に従って管理するものとする。

(「一時預かり」)

第3条

1. 「一時預かり」とは、諸事情により納骨が叶わない方のために、管理者が一時的に預かることであり、預かり期間は、最長5年間とする。
2. 第6条の「ご遺骨お預かり証」を持参のうえ、ご遺骨の返還の申し出があった場合は、ご遺骨、並びに預託金を返還する。
3. 預かり期間を過ぎてもご遺骨の返還の申し出がない場合、または、年間預かり供養料2年未納の場合、智弘院合祀墓「安徳廟」合祀となる。その場合、預託金の返還はありません。

(「永代」)

第4条

1. 「永代」とは、諸事情により納骨が叶わない方のために、管理者が永代にわたり供養をすることである。
2. 預かり期間中は、いつでも「永代」への切り替えを申し出ることができる。この場合、既に納められた預託金と、お預かり期間の「年間預かり供養料」を差し引き、所定の永代供養料をお納め、永代供養契約書の交付を受けるものとする。
3. 「永代」の場合は、管理者である宗教法人智弘院が永代供養墓安徳廟に埋葬し、智弘院永代納骨供養簿に法号を記載する。

(利用資格)

第5条

1. 「本件供養」は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し(住民票抄本を添える)、管理者の承認を受けた者のみ利用することができる。

2. 「本件供養」の申し出に際しては、区市町村の発行する埋・火葬許可証または改葬許可証を添えて管理者に提出し所定の手続きをとらなければならない。
3. 生前の「本件供養」の申し出については、「永代」のみ受け付ける。その場合、前項の埋・火葬許可証は受付時ではなく、申し出人が死亡したのち、そのご遺骨と第6条の「永代供養契約書」とに添えて管理者に提出し、所定の手続きをとらなければならない。
4. 利用者の以前の宗教は問わないが、申込み後は日蓮宗智弘院の信徒となるものとする。

(預託金)

第6条

1. 「本件供養」を利用する者(以下、利用者という)は、管理者の承認を得た上、別に定められた預託金を所定の期日に納付しなければならない。
2. 預託金を完納したときは、「一時預かり」の方は「ご遺骨お預かり証」の交付を受けるものとする。

(施設の使用)

第7条

「本件供養」利用者は、法事など祭祀行為の目的で智弘院法要施設を使用できる。

(利用の制限と利用権の譲渡・転貸の禁止)

第8条

「本件供養」利用者は、焼骨以外の利用、ならびに、利用権を第三者に譲渡・転貸することはできないものとする。

(祭祀行為)

第9条

智弘院における祭祀行為はすべて管理者が行う（お墓参りは除く）。

(不可抗力等による事故の責任)

第10条

天変地異等不可抗力、或いは暴漢、暴動等第三者の行為による損害については、管理者は、一切その責任を負わないものとする。

(規則に定めなき事項と変更)

第11条

本規則に定めなき事項については、法令の定めるところにより、その都度管理者がこれを定める。

関係法令の改正、または本利用規則の条文が実情に合わなくなったときは、管理者はこれを改定することができるものとする。

(付則) 本規則は平成30年6月1日より施行する。